

4. 評価の考え方

(1) 河川事業	1 1
(2) ダム事業	1 7
(3) 砂防事業等	1 9
▪ 砂防事業	1 9
▪ 地すべり対策事業	2 1
▪ 急傾斜地崩壊対策等事業	2 3
(4) 海岸事業	2 5

(1) 河川事業

1) 河川改修事業及び河川構造物改築事業の優先度に係る評価の考え方【試行版】

下記の通り区分を設け、各項目ごとにA～Cの評価を行う。

○災害発生時の影響

想定氾濫区域内について

・浸水戸数

A : 1000戸以上、 B : 999 ～100戸、 C : 100戸未満

・軒下浸水（2m）以上の浸水戸数

A : 100戸以上、 B : 99 ～50戸、 C : 50戸未満

・農地浸水面積

A : 1000 ha以上、 B : 999 ～100 ha、 C : 100 ha未満

・重要な公共施設等の有無

A : 5施設以上、 B : 4～3施設、 C : 3施設未満

☐主要道路、☐鉄道、☐上水施設（浄水場等）、☐電話（中継所）、☐電気（変電所）、☐市役所等、☐警察署、☐消防署、☐保健所、☐学校、☐その他公共施設

・災害時要援護者関連施設の有無

B : 有り

☐身障者施設、☐老人ホーム、☐幼稚園、☐病院、☐その他施設

○過去の災害実績

過去10箇年の実績被害を対象として

・浸水頻度（原則として水害統計に記載された延べ回数）

A : 4回以上、 B : 3～2回、 C : 2回未満

・最大浸水戸数

A : 1000戸以上、 B : 999 ～100戸、 C : 100戸未満

・軒下浸水（2m）以上の浸水戸数（最大）

A : 100戸以上、 B : 99 ～50戸、 C : 50戸未満

・孤立戸数*1（浸水家屋は除く）（最大）

A : 100戸以上、 B : 99 ～50戸、 C : 50戸未満

・最大農地浸水面積

A : 1000 ha以上、 B : 999 ～100 ha、 C : 100 ha未満

・避難勧告の有無

B : 有り

・重要な公共施設等の有無

A : 5施設以上、 B : 4～3施設、 C : 3施設未満

☐主要道路、☐鉄道、☐上水施設（浄水場等）、☐電話（中継所）、☐電気（変電所）、☐市役所等、☐警察署、☐消防署、☐保健所、☐学校、☐その他公共施設

・災害弱者関連施設の有無

B : 有り

☐身障者施設、☐老人ホーム、☐幼稚園、☐病院、☐その他施設

・重要交通網の遮断状況

A : 12時間以上、 B : 6時間以上12時間未満、 C : 6時間未満

○事業の緊急度

過去近3箇年の実績被害を対象として

・被害実績の有無

B : 有り

・水防活動回数〔累計〕

A : 10回以上、 B : 9～5回、 C : 5回未満

○災害発生危険度

- ・改修目標流量に対する現況流下能力の割合
A : 0.2以下、 B : 0.21～0.49、 C : 0.5以上
- ・現況の治水安全度
A : 30年未満、 B : 30～50年未満、 C : 50年以上(直轄河川：安全に流せる洪水規模の生起確率)
A : 5年未満、 B : 5～10年未満、 C : 10年以上(補助河川：安全に流せる洪水規模の生起確率)
A : 30mm/h未満、 B : 30～50mm/h未満、 C : 50mm/h以上(補助河川：安全に流せる降雨量)
- ・災害危険区域等の指定の有無(洪水氾濫によるもの。急傾斜地・土砂災害は除く。)
B : 有り
- ・高齢化率(代表市町村の65歳以上の人口構成比)
A : 40%以下、 B : 40～30%以上、 C : 30～20%以上
- ・構造物の老朽化の度合(経過年数：河川構造物改築事業のうち河川管理施設に限る)
A : 40年以上、 B : 30年以上40年未満、 C : 20年以上30年未満

○水系上の重要度

- ・上流改修区域における想定氾濫区域内の浸水戸数
A : 1000戸以上、 B : 999～100戸、 C : 100戸未満

○地域開発の程度(洪水・渇水の要因となる)

- ・想定氾濫区域内で開発予定のある宅地面積
A : 10 ha以上、 B : 9～5 ha、 C : 5 ha未満
- ・流域内の開発予定面積
A : 100 ha以上、 B : 99～50 ha、 C : 50 ha未満

○治水に対する情報提供の状況

- ・ハザードマップの整備・公表の有無
B : 有り

上記の評価項目について、「A=3」「B=2」「C=1」と評点付けを行い、総合点を算出した上で、費用対効果分析結果や、事業実施上の課題への対応、社会経済情勢、重点施策の内容等と合わせ、新規採択を総合的に判断

* 1 : 孤立戸数とは、当該家屋は浸水していないものの、主要道路や鉄道施設が浸水し、(車両等によって)高度医療機関や水防機関等への緊急の輸送等ができない状態が3時間以上継続した家屋の数。

2) 消流雪用水導入事業の優先度に係わる評価の考え方【試行版】

下記の通り区分を設け、各項目毎にA～Cの評価を行う。

○住民生活

・対象区域人口

A： 10,000人以上

B： 5,000人以上

C： 5,000人未満

・積雪指数

A： 30,000以上

B： 10,000以上

C： 6,000以上

・重要公共施設

A： 10以上

B： 5以上

C： 5未満

・災害弱者施設

A： 5以上

B： 3以上

C： 3未満

・高齢化率

A： 35%以上

B： 25%以上

C： 25%未満

・豪雪地帯

A： 特別豪雪地帯

B： 豪雪地帯

上記の評価項目について、「A=3」「B=2」「C=1」と評点付けを行い、総合点を算出した上で、費用対効果分析結果や、事業実施上の課題への対応、社会経済情勢、重点施策の内容等と合わせ、新規採択を総合的に判断

3) 総合水系環境整備事業の優先度にかかる評価の考え方【試行版】

下記の通り区分を設け、各項目毎にA～Cの評価を行う。

○河川利用

・学習の場としての活用

- A：水辺の楽校プロジェクト等の対象事業となっている
- B：地域独自の学習の場としての活用がなされている
- C：上記に該当しない

・水辺への近づきやすさ

- A：護岸が急勾配である等水辺に近づきにくい
- B：A、Cのいずれにも該当しない
- C：スロープ、階段等が整備され水辺に近づきやすい

・河川利用のニーズ

- A：下記ア)～ケ)が3項目以上該当
 - ア) 散策等健康増進の場
 - イ) 歴史・伝統的行事
 - ウ) イベント
 - エ) 水浴場
 - オ) 動植物等の観察地
 - カ) カヌー・ボート等レクリエーション
 - キ) 舟運
 - ク) 釣り
 - ケ) 見学

B：上記ア)～ケ)が2項目該当

C：上記ア)～ケ)が1項目該当

・地元の協力体制

A：下記ア)、イ)、ウ)の内、2項目以上が該当

ア) 地元市町村、地域住民、NPO等による清掃活動、環境保全運動等が行われている

イ) 地元市町村、地域住民、NPO等も作成に参加している計画がある

ウ) 地元市町村、地域住民、NPO等による維持管理の協力が得られている

B：上記ア)、イ)、ウ)のいずれか1項目に該当、もしくは予定がある

C：上記に該当しない

・緊急性

A：他の行政機関と連携した計画となっており、整合をとるため早急に実施する必要がある

B：協議会等で早期実施の確約をしている

C：上記に該当しない

○自然環境

・生態系の多様性

- A：以前は多様な生態系が形成されていたが、現在は生態系が著しく悪くなっている
- B：以前は多様な生態系が形成されていたが、現在は生態系が悪くなっているものになっている
- C：上記に該当しない

・希少種の有無

- A：事業個所において希少種が存在している
- B：事業個所周辺において希少種が存在している
- C：希少種は元来存在していない

・自然環境の状況

- A：水生植生がほとんどないなど河川環境が極めて劣悪
- B：水生植生がまばらなど河川環境が劣悪
- C：上記に該当しない

・地域の要望

- A：具体的に要望書が出されており、地元の協力が得られている
- B：要望がある
- C：上記に該当しない

○水質

・水質汚濁の状況（BOD、COD）

- A：BOD 75%値（COD 75%値）が8mg/L以上、または富栄養化・濁水問題が毎年発生している
- B：BOD 75%値（COD 75%値）が環境基準を超過、または富栄養化・濁水問題が発生したことがある
- C：上記に該当しない

・人の健康に関する水質改善

- A：有害物質が環境基準を上回っており、その改善を行う事業
- B：取水、臭い等の障害があり、その改善を行う事業
- C：上記に該当しない

・総合水質改善対策の状況

- A：計画がある
- B：計画の必要がある
- C：上記に該当しない

・地域の要望

- A：具体的に要望書が出されており、地元の協力が得られている
- B：要望がある
- C：上記に該当しない

・ 緊急性

- A：他の行政機関と連携した計画となっており、整合をとるため早急に必要な
がある
- B：協議会等で早期実施の確約をしている
- C：上記に該当しない

○水系全体の優先度

- A：市町村と連携した計画の策定数 5 以上
- B：市町村と連携した計画の策定数 3 以上 5 未満
- C：市町村と連携した計画の策定数 3 未満

上記の評価項目について、「A＝3」「B＝2」「C＝1」と評点付けを行い、総合点を算出した上で、費用対効果分析結果や、事業実施上の課題への対応、社会経済情勢、重点施策の内容等と合わせ、新規採択を総合的に判断

(2) ダム事業

1) ダム事業の優先度に係る評価の考え方【試行版】

下記の各項目について該当の有無の判別を行う。

○災害発生時の影響

(洪水被害) 想定氾濫区域内について

- ・浸水戸数 500戸以上
- ・軒下浸水(2m)以上の浸水戸数 50戸以上
- ・農地浸水面積 100ha以上
- ・重要な公共施設等の有無 下記のうち5施設以上
☐主要道路、☐鉄道、☐上水施設(浄水場等)、☐電話(変電所)、☐電気、☐市役所等、☐警察署、☐消防署、☐保健所、☐学校、☐その他公共施設
- ・災害時要援護者関連施設の有無 下記のうち有
☐身障者施設、☐老人ホーム、☐幼稚園、☐病院、☐その他施設

(渇水被害) ダムによる給水区域内(不特定含む)について

- ・渇水影響人口 5000人以上
- ・生活・社会活動への影響(取水制限日数) 30日以上

○過去の災害実績

(洪水被害) 過去10カ年の実績被害を対象として

- ・被害頻度(水害統計に記載された延べ回数) 4回以上
- ・浸水戸数[累計] 200戸以上
- ・軒下浸水(2m)以上の浸水戸数[累計] 50戸以上
- ・農地浸水面積[累計] 100ha以上
- ・避難勧告の有無 有
- ・重要な公共施設等の有無 下記のうち有
☐主要道路、☐鉄道、☐上水施設(浄水場等)、☐電話(中継所)、☐電気(変電所)、☐市役所等、☐警察署、☐消防署、☐保健所、☐学校、☐その他公共施設
- ・災害弱者関連施設の有無 下記のうち有
☐身障者施設、☐老人ホーム、☐幼稚園、☐病院、☐その他施設

(渇水被害) 過去10カ年の実績被害を対象として

- ・被災頻度(延べ回数) 4回以上
- ・渇水影響人口(戸数)[累計] 5000人以上(2000戸以上)
- ・取水制限率[最大値] 25%以上
- ・生活・社会活動への影響(取水制限日数)[累計] 30日以上
- ・給水車出動の有無 有

○事業の緊急度

過去近3箇年の実績被害を対象として

(洪水被害)

- ・被害実績の有無 有
- ・水防活動の有無 有

(渇水被害)

- ・渇水発生の有無 有

○災害の危険度

(洪水被害)

- ・計画流量に対する現況流下能力の割合 0.5以下
- ・現状の治水安全度
 (直轄河川:安全に流せる洪水規模の生起確率) 30年以下
 (補助河川:安全に流せる降雨量) 30mm/h未満
- ・災害危険区域等の指定の有無 有
 (洪水氾濫によるもの。急傾斜地・土砂災害は除く。)
- ・高齢化率(代表市町村の65歳以上の人口構成比) 25%以上

(渇水被害)

- ・将来水需要に対する現況の利水安全度(10年間の想定発生回数) 6回以上
- ・高齢化率(代表市町村の65歳以上の人口構成比) 25%以上

- 地域開発
 - (洪水被害)
 - ・ 想定氾濫区域内で開発予定のある宅地面積 10ha以上
 - ・ 流域内の開発予定面積 50ha以上
 - (渇水被害)
 - ・ 地域開発計画 既に事業化
- 治水に対する情報提供の状況
 - ・ ハザードマップの整備・公表の有無 有

上記の評価項目のうち、該当する項目の数と、費用対効果分析結果や、事業実施上の課題への対応、社会経済情勢、重点施策の内容等とを合わせ、新規採択を総合的に判断する。

(3) 砂防等事業等

1) 砂防事業の優先度に係る評価の考え方【試行版】

下記のとおり区分を設け、各項目ごとにS～Cの評価を行う。

○災害発生時の影響

危険区域内について

・保全人家戸数

A:100戸以上 B:99～10戸 C:9～1戸

・重要な公共的施設(主要道路、鉄道、官公署、学校、電力供給施設、上水施設、LNG施設等)の有無(主要道路:国、都道府県道、市町村道、迂回路のない道路)

A:5施設以上 B:2～4施設 C:1施設

・災害時要援護者関連施設(病院、障害者施設、老人ホーム、幼稚園等)の有無

S:重要施設(※1)あり A:一般あり

・地域防災計画に位置づけられた避難場所、避難路の有無

A:あり

○過去の災害実績・緊急度

直近の災害発生の有無

S:発生から3年以内 B:発生から10年以内 C:その他

過去10年間の実績被害を対象として

・人的被害の状況

S:死者行方不明者あり A:負傷者あり

・最大被災戸数

B:5戸以上 C:4～1戸

・重要な公共的施設(主要道路、鉄道、電力供給施設、上水施設等)の被害実績の有無

B:あり

・災害時要援護者関連施設(病院、障害者施設、老人ホーム、幼稚園等)の被害実績の有無

B:あり

過去10年間の実績を対象として

・避難実績(自主避難を含む)

B:あり

○災害発生の危険度

・地形地質の状況

B:極めて不良(主な地質が火山噴出物、花崗岩、第三紀層、破碎帯であるものであり、かつ地すべり地形等を呈するもの)

C:不良(主な地質が火山噴出物、花崗岩、第三紀層、破碎帯であるもの)

・植生の状況

B:極めて不良(禿しゃ状態となっていたり、倒木が多数存在するもの等)

C:不良(間伐がなされていない放置林であったり、単層林等で下層植生が生育していないもの等)

・保全対象上流の平均溪床勾配

A:15度以上 B:10～15度未満 C:3～10度未満

・砂防設備の整備状況(土砂整備率)

B:未整備 C:低い(土砂整備率30%以下)

○地域開発の状況・関連事業との整合

・住宅宅地開発の有無

B:実施中 C:計画が策定されている

・保全対象区域内での宅地開発以外の地域振興に資する関連事業の有無

B:実施中 C:計画が策定されている

○地域の協力体制

・防災等活動の状況

B:危険箇所点検や防災訓練が定期的に実施されている。

・施設周辺の清掃等維持管理への協力体制

B:協力が得られる

○土砂災害に対する情報提供の状況

・危険箇所マップ等の公表の有無

B:あり

上記の評価項目について「S=4」「A=3」「B=2」「C=1」と評点付けを行い、総合点を算出した上で、費用対効果分析結果や、事業実施上の課題への対応、社会経済情勢、重点施策の内容等とともに、新規採択を総合的に判断。

※1 災害時要援護者関連施設のうち重要施設

高齢者、障害者等自力避難が困難な方が24時間入居・入院している施設

2) 地すべり対策事業の優先度に係る評価の考え方【試行版】

下記の通り区分を設け、各項目ごとにS～Cの評価を行う。

○災害発生時の影響

被害想定区域内(危険区域、湛水被害・氾濫被害区域を含む)について

・保全人家戸数

A:30戸以上 B:10～29戸 C:1～9戸

・重要な公共的施設(主要道路、鉄道、官公署、学校、電力供給施設、上水施設、LNG施設等)の有無(主要道路:国、都道府県道、市町村道、迂回路のない道路)

A:2施設以上 B:1施設

・災害時要援護者関連施設(病院、身障者施設、老人ホーム、幼稚園等)の有無

S:重要施設(※1)あり A:一般あり

・地域防災計画に位置づけられた避難場所、避難路の有無

A:あり

・河川への影響(土砂の河川流入量)

A:300千m³以上 B:100～300千m³未満 C:100千m³未満

・河川への影響(河川の種別)

A:一級水系 B:二級水系 C:その他水系

○過去の災害実績・緊急度

・直近の地すべり発生の有無

S:発生から3年以内 B:過去にあり

過去10年間の実績被害を対象として

・人的被害の状況

S:死者行方不明者あり A:負傷者あり

・最大被災戸数

A:5戸以上 B:4～1戸

・重要な公共施設等(道路、鉄道、官公署、学校等)の被害実績の有無

A:あり

・災害時要援護者関連施設(病院、身障者施設、老人ホーム、幼稚園等)の被害実績の有無

A:重要施設(※1)あり B:一般あり

過去10年間の実績を対象として

・避難実績(自主避難を含む)

B:あり

○災害発生時の危険度

・地すべり地形の有無

B:明瞭 C:やや明瞭

・地すべりの明瞭度

A:連続的もしくは明瞭 B:部分的

・人家や公共的施設等における地すべりの兆候の有無

A:あり

○地域開発の状況・関連事業との整合

- ・保全対象区域内での地域振興に資する関連事業の有無

B:実施中 C:計画が策定されている

○地域の協力体制

- ・防災等活動の状況

B:危険箇所点検や防災訓練が定期的に実施されている。

- ・施設周辺の清掃等維持管理への協力体制

B:協力が得られる

○土砂災害に対する情報提供の状況

- ・危険箇所マップ等の公表の有無

B:あり

上記の評価項目について、「S=4」「A=3」「B=2」「C=1」と評点付けを行い、総合点を算出した上で、費用対効果分析結果、事業実施上の課題への対応、社会経済情勢、重点施策の内容等とともに新規採択を総合的に判断

※災害時要援護者関連施設のうち重要施設

高齢者、障害者等自力避難が困難な方が24時間入居・入院している施設

3) 急傾斜地崩壊対策事業の優先度に係る評価の考え方【試行版】

下記のとおり区分を設け、各項目ごとにS～Cの評価を行う。

○災害発生時の影響

被害想定区域内について

・保全人家戸数

A: 20戸以上 B: 10～19戸 C: 5～9戸

・重要な公共的施設(主要道路、鉄道、官公署、学校、電力供給施設、上水施設、LNG施設等)の有無(主要道路: 国、都道府県道、市町村道、迂回路のない道路)

A: 2施設以上 B: 1施設

・災害時要援護者関連施設(病院、身障者施設、老人ホーム、幼稚園等)の有無

S: 重要施設(※1)あり A: 一般あり

・地域防災計画に位置づけられた避難場所、避難路の有無

A: あり

○過去の災害実績・緊急度

・直近のがけ崩れ発生の有無

S: 発生から3年以内 B: 過去にあり

過去10年間の実績被害を対象として

・人的被害の状況

S: 死者・行方不明者あり A: 負傷者あり

・最大被災戸数

A: 2戸以上 B: 1戸

・重要な公共施設等(道路、鉄道、官公署、学校等)の被害実績の有無

A: 有り

・災害時要援護者関連施設(病院、身障者施設、老人ホーム、幼稚園等)の被害実績の有無

A: 重要施設(※1)あり B: あり

過去10年間の実績を対象として

・避難実績(自主避難を含む)

B: あり

○災害発生時の危険度

・斜面の高さ(危険区域内における最大高)

B: 30m以上

・斜面の平均勾配(危険区域内における最大勾配)

A: 45度以上 B: 40～45度未満

・斜面形状

C: 谷地形又は凸状

・遷急線(勾配の変化)

B: 明瞭

・オーバーハングの有無

B: あり

・地盤の状況

A: 崩積土・火山砕屑物・強風化岩 B: 段丘堆積物 C: 軟岩

・湧水の有無

A: 常時あり B: 降水時にあり C: 斜面が常に湿潤

・植生の状況

C: 生育状況が不良

○地域開発の状況・関連事業との整合

- ・地域振興に資する関連事業の有無

B:実施中 C:計画が策定されている

○地域の協力体制

- ・防災等活動の状況

B:危険箇所点検や防災訓練が定期的に行われている。

- ・施設周辺の清掃等維持管理への協力体制

B:協力が得られる

○土砂災害に対する情報提供の状況

- ・危険箇所マップ等の公表の有無

B:あり

上記の評価項目について、「S=4」「A=3」「B=2」「C=1」と評点付けを行い、総合点を算した上で、費用対効果分析結果、事業実施上の課題への対応、社会経済情勢、重点施策の内容等とともに新規採択を総合的に判断。

※1 災害時要援護者関連施設のうち重要施設

高齢者、障害者等自力避難が困難な方が24時間入居・入院している施設

(4) 海岸事業

1) 海岸事業に関する評価の考え方【試行版】

新規事業採択に当たっての前提条件を満たす事業について、優先度の評価を行う。

※優先度評価

『当該地域に対する影響』などの細評価項目毎に、A（最優先）、a（優先）、b（考慮）のランク評価を行う。次に『災害発生時の影響』等の大評価項目の中の細評価項目のうち、一番評価結果が良いものを当該大評価項目の評価結果とする。

この評価結果を用いて、総合評価は以下の考え方で実施する。

『評価1』：大評価項目単位でAランクが2つ以上若しくはAランクが1つでaランクが2つ以上の海岸

『評価2』：大評価項目単位でAランクが1つ、またはaランクが2つ以上若しくはaランクが1つとbランクが2つ以上の海岸

『評価3』：上記に該当しない海岸。

『評価1』『評価2』『評価3』の順を原則としつつ、費用対効果分析、事業実施上の課題、社会経済情勢、重点施策の内容等とあわせ、新規採択を総合的に判断。

i) 高潮対策事業の優先度に係る評価の考え方【試行版】

各評価項目毎のランクの考え方は以下による。

【1】災害発生時の影響（想定浸水区域内について）

【当該地域に対する影響】（原則として、市町村の大字、字単位）

A: 地域の存続に係わる影響がある。（当該地域自身への影響）

① 浸水戸数が地域全体の戸数の95%以上

② 地域にとって生命線となる公共・公益施設（唯一の生活道路、ライフライン、官公署（市町村レベル）等）の存在

③ 地域の基幹産業施設の存在（例えば、〇〇企業の城下町となっている工場、〇〇温泉街等）

a: 地域にとって重大な影響がある。（当該地域自身への影響）

① 浸水戸数が全体の戸数の90%以上

② 農地浸水面積が地域全体の農地面積の50%以上

③ 重要な公共・公益施設（官公署等）の存在：代替機能がある

④ 災害時要援護者関連施設（病院、老人ホーム、身障者施設等）の存在

【広域的な影響】（広域：国、県レベルでの影響）

A: 広域的な影響がある。（隣接地域、関連地域への影響）

① 特に重要かつ広域的な公共・公益施設（高速道路、幹線鉄道、空港等）の存在

a: 広域的な影響がある。（隣接地域、関連地域への影響）

① 広域的な公共・公益施設（直轄国道、広域的なライフライン、鉄道、空港、官公署（国（ブロック機関）、県庁）等）の存在

[2]過去の災害実績

【激甚災害の発生の有無】

A:過去、高潮・津波により、激甚な災害が発生。

- ①死者・行方不明者が地域の人口の10%以上もしくは浸水戸数が地域全体の戸数の90%以上

【過去10年間の災害実績】(過去10年間の災害被害を対象として)

A:重大な災害の発生

- ①死者・行方不明者が発生
②浸水戸数が地域全体の戸数の50%以上
③農地浸水面積が地域全体の農地面積の50%以上
④重要な公共・公益施設(唯一の生活道路、ライフライン、官公署(市町村レベル)等)の被災
⑤災害時要援護者関連施設(病院、老人ホーム、身障者施設等)の被災
⑥地域の基幹産業施設の被災(例えば、〇〇企業の城下町となっている工場、〇〇温泉街等)
⑦施設災害が頻発(5回以上)

a:災害の発生

- ①人家への浸水・越波(20回以上)
②農地浸水面積が地域全体の農地面積の10%以上
③公共・公益施設(県道、公民館、官公署(市町村レベル)等)の被災
④道路の通行止めが頻発(10回以上)
⑤地域の産業施設の被災
⑥施設災害有り(3回以上)

[3]災害発生の危険度

【計画波浪に対する越波高】

a:計画波浪に対する打ち上げ高が施設天端高に比べ2.5m以上高い

b:計画波浪に対する打ち上げ高が施設天端高に比べ2.5m未満 1.5m以上

【ゼロメートル地帯内の戸数】

a:ゼロメートル地帯内の戸数が地域全体の戸数に占める割合が大(60%以上)

b:ゼロメートル地帯内の戸数が地域全体の戸数に占める割合が中(60%未満 30%以上)

【耐震点検による危険箇所延長】

a:耐震点検による危険箇所延長が大(50%以上)

b:耐震点検による危険箇所延長が中(50%未満 10%以上)

【災害の危険性の高い自然条件】

b:災害の危険性の高い自然条件

- ①急勾配(1/10以上)、外洋に直接面している、もしくは台風の常襲地帯

[4]防護区域における地域開発等の程度

【地域の振興計画への位置付け】

b:想定浸水区域が地域の振興計画等に位置付けられている。

【災害危険性が地域発展の制約】

a:災害の危険性が地域発展の制約となっている。

[5]地域の協力体制

【海岸愛護・防災等の活動状況】

a:当該海岸において清掃活動や海岸愛護活動、防災訓練等が毎年実施されている。

[6]事業の緊急度

【過去近3箇年の災害実績又は、過去近3箇年の避難勧告の有無】

(災害の実績については、上記[2]の内容とする)

a:有り

[7]災害時の情報提供体制

【ハザードマップの整備：公表の有無】

a:ハザードマップの整備、公表済み

b:ハザードマップ整備中

[8]関連事業との整合

【関連計画の整備状況】

A:テーマ海岸に指定されている。

a:後背地の関連事業(海洋性リゾート施設、海浜公園等)が実施中である。

b:後背地の関連事業(海洋性リゾート施設、海浜公園等)が計画策定されている。

[9]代替え案等の可能性

【代替え案の可能性検討】

b:検討済み

[10]自然環境・文化財等

【自然環境への効果】

A:自然環境への著しい影響を防止する(国・県に指定された貴重種・景観への影響)

a:自然環境への影響を防止する

【文化財等の地域遺産に対する影響】

A:特に重要な文化財等の地域遺産の被災を防止する

①特に重要な文化遺産の存在

a:重要な文化財等の地域遺産の被災を防止する

①重要な文化遺産の存在

ii) 侵食対策事業の優先度に係る評価の考え方【試行版】

各評価項目毎のランクの考え方は以下による。

[1] 災害発生時の影響(想定侵食区域内について)

【当該地域に対する影響】(原則として、市町村の大字、字単位)

A: 地域の存続に係わる影響がある。(当該地域自身への影響)

- ① 50年後の汀線で流失戸数が地域全体の戸数の50%以上
- ② 地域にとって生命線となる公共・公益施設(唯一の生活道路、ライフライン、官公署(市町村レベル)等)の存在
- ③ 地域の基幹産業施設の存在(例えば、〇〇企業の城下町となっている工場、〇〇温泉街等)

a: 地域にとって重大な影響がある。(当該地域自身への影響)

- ① 50年後の汀線で流出戸数が地域全体の戸数の30%以上
- ② 50年後の農地侵食面積が地域全体の農地面積の50%以上
- ③ 重要な公共・公益施設の存在: 代替機能がある
- ④ 災害時要援護者関連施設(病院、老人ホーム、身障者施設等)の存在

【広域的な影響】(広域: 国、県レベルでの影響)

A: 広域的な影響がある。(隣接地域、関連地域への影響)

- ① 特に重要かつ広域的な公共・公益施設(高速道路、幹線鉄道、空港等)の存在

a: 広域的な影響がある。(隣接地域、関連地域への影響)

- ① 広域的な公共・公益施設(直轄国道、広域的なライフライン、鉄道、空港、官公署(国(ブロック機関)、県庁)等)の存在

[2] 過去の災害実績

【激甚災害の発生の有無】

A: 過去、侵食等により、激甚な災害が発生。

- ① 死者・行方不明者が地域の人口の10%以上もしくは侵食戸数が地域全体の戸数の90%以上、又は過去に集落全体が移転した

【過去10年間の災害実績】(過去10年間の災害被害を対象として)

A: 重大な災害の発生

- ① 死者・行方不明者が発生
- ② 侵食戸数が地域全体の戸数の50%以上
- ③ 農地侵食面積が地域全体の農地面積の50%以上
- ④ 重要な公共・公益施設(直轄国道、鉄道、空港、官公署(国(ブロック機関)等)、(県庁レベル)等)の被災
- ⑤ 災害時要援護者関連施設(病院、老人ホーム、身障者施設等)の被災
- ⑥ 地域の基幹産業施設の被災(例えば、〇〇企業の城下町となっている工場、〇〇温泉街等)

⑦ 海岸保全施設が全壊

a: 災害の発生

- ① 農地侵食面積が地域全体の農地面積の10%以上
- ② 公共・公益施設(補助国道、鉄道、空港、官公署(市町村レベル)等)の被災
- ③ 道路の通行止めが頻発(10回以上)
- ④ 地域の産業施設の被災

⑤海岸保全施設の損傷(沈下、クラック等)

[3]災害発生の危険度

【年間侵食速度】

- a:年間侵食速度が大(5m/年)又は近年(5年程度)の侵食速度が過去20~30年程度と比べ5倍以上
- b:年間侵食速度が中(2.5m/年)又は近年(5年程度)の侵食速度が過去20~30年程度と比べ2.5倍以上

【汀線後退量】

- a:過去、汀線後退量が150m以上(大規模)
- b:過去、汀線後退量が100m以上(中規模)

【災害の危険性の高い自然条件】

- b:災害の危険性の高い自然条件
 - ①急勾配(1/10以上)である。外洋に面している

【沿岸漂砂、土砂供給源の現状】

- a:沿岸漂砂を遮断する大規模な構造物(建設中も含む)がある、もしくは河川・崖侵食による土砂の供給が急激に減少
- b:沿岸漂砂を遮断する大規模な構造物が計画中、もしくは河川・崖侵食による土砂の供給が減少

[4]防護区域における地域開発等の程度

【地域の振興計画への位置付け】

- b:想定侵食区域が地域の振興計画等に位置付けられている。

【侵食の進行が地域発展の制約】

- a:侵食の進行・危険性が地域発展の制約となっている。

[5]地域の協力体制

【海岸愛護・防災等の活動状況】

- a:当該海岸において清掃活動や海岸愛護活動、防災訓練等が毎年実施されている。

[6]事業の緊急度

【過去近3箇年の災害実績の有無】(災害の実績については、上記[2]の内容とする)

- a:有り

【過去近3箇年の避難勧告の有無】

- a:有り

[7]災害時の情報提供体制

【ハザードマップの整備：公表の有無】

- a:ハザードマップの整備、公表済み
- b:ハザードマップ整備中

[8]関連事業との整合

【関連計画の整備状況】

- A:テーマ海岸に指定されている。

- a: 後背地の関連事業(海洋性リゾート施設、海浜公園等)が実施中である。
- b: 後背地の関連事業(海洋性リゾート施設、海浜公園等)が計画策定されている。

[9] 代替え案等の可能性

【代替え案等の可能性検討】

- a: 検討済み

[10] 自然環境・文化財等

【自然環境への効果】

A: 自然環境への著しい影響を防止する(国・県に指定された貴重種・景観への影響)

- a: 自然環境への影響を防止する

【文化財等の地域遺産に対する影響】

A: 特に重要な文化財等の地域遺産の被災を防止する

- ① 特に重要な文化遺産の存在

- a: 重要な文化財等の地域遺産の被災を防止する

- ① 重要な文化遺産の存在

iii) 海岸環境整備事業の優先度に係る評価の考え方【試行版】

高潮対策事業及び侵食対策事業の[1]～[10]に加えて、

[11] 浜辺の利用

【年間利用人口】

- a: 年間利用人口が地元市町村人口の30倍以上
- b: 年間利用人口が地元市町村人口の5倍以上

【浜辺利用の現状】

- b: 浜辺の利用度大(イベントの開催等により利用が行われている)

【飛砂による影響】

- a: 道路の通行止め等が発生し砂の除去を実施している場合
- b: 飛砂により、背後地の生活環境が著しく悪化している

iv) 海域浄化対策事業の優先度に係る評価の考え方【試行版】

各評価項目毎のランクの考え方は以下による。

[1] 海域の水環境

【水質 (COD)】

a: $COD > 3.0 \text{ mg/l}$

b: $3.0 \geq COD > 2.0 \text{ mg/l}$

【海水交換率】

a: 地形的に海水交換が悪い (閉鎖性海域である)

【底質】

a: $COD > 30 \text{ mg/g}$ (汚染泥の基準: 底質改良事業実施指針)

b: $30 \geq COD > 20 \text{ mg/g}$ (汚染のはじまりかかった泥の基準: 水産用水基準)

【底生生物 (汚濁指標種)】

a: 20% を越える値

b: 10~20%

【流況】

a: 開口部に向かって流速 4.0 cm/sec 以上

[2] 海域の汚濁条件

【流入負荷状況】

a: 代表的流入負荷地点から遠い (概ね 2 km 以上)

b: 代表的流入負荷地点から中位 (概ね $1 \text{ km} \sim 2 \text{ km}$)

[3] 海域の利用状況

【海岸利用状況】

a: 潮干狩り、マリーナ等の海洋性レクリエーション施設が近くにある

【水域利用状況】

a: 対象水域が全面的に漁場となっている

b: 対象水域の一部が漁場となっている

[4] 事業区域周辺における地域開発の状況

【影響区域内での開発計画等】

a: 汚濁負荷流入域での地域開発プロジェクト (事業実施中)

b: 汚濁負荷流入域での地域開発プロジェクト (計画策定済み)

[5] 関連事業との整合

【下水道事業との整合】

a: 汚濁負荷流入域の下水道計画が事業整備中である

b: 汚濁負荷流入域の下水道計画が策定済み、または策定中である